

間税会ニュース

平成29年1月15日
No. 48

福岡国税局
間税会連合会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：佐賀間税会

佐賀熱気球世界選手権（佐賀県佐賀市）

佐賀の空に世界中から集まった色とりどりのバルーンが浮かんでいる。佐賀では熱気球の大会が毎年秋に開催されているが、昨年は19年ぶりの世界大会ということもあり、10日間で約130万人が会場を訪れ、佐賀の街は大いに盛り上がった。

.....

(主要目次)

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ● 中野会長 年頭のご挨拶..... 2 | ● 「税を考える週間」行事..... 5～6 |
| ● 福岡国税局長 年頭のご挨拶..... 3 | ● 税務署の閉庁日対応について..... 7 |
| ● ブロック間税会連絡協議会..... 4 | ● 消費税を考えよう..... 8 |
| ● 福局間連が消費税免税店制度研修会を開催..... 4 | ● 税情報..... 9～12 |



福岡国税局間税会連合会
会長 中野 文治

年頭のご挨拶

平成29年の念頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたものと
拝察しお慶び申し上げます。

昨年は、イギリスのユーロ離脱、北朝鮮による水爆実験開始、4
月の熊本大震災発生、ドゥテルテ比大統領の誕生、韓国朴大統領の
辞任、米国では政治経験のないトランプ氏が大統領に当選するなど、
激動の世界情勢でありました。

そのような中、国内では7月参議院選挙での与党の圧勝、リオ・
オリンピックでの日本選手の大活躍、大隈良典教授のノーベル賞受賞など明るいニュースもあり
ました。又、2月には日銀による初めてマイナス金利が実施されたり、訪日外国人観光客が
過去最高を記録したり、有効求人倍率が1.4パーセントとなるなど、景気は緩やかに回復傾向
にあると思われまます。

さて、我が国は少子高齢化の急速な進展により、高齢者に対する働き手の比率は年々小さく
なり、また社会保障（年金・医療・介護等）の給付費も急増しています。その為、社会保障給
付のための財源の確保と社会保障制度の見直しが大きな課題となっています。

そのような中で、所得税、法人税の税収は景気の動きなどにより大きく変動しますが、消費
税は景気に左右されにくく、安定的であるとともに、働く世代など特定の者に負担が集中する
ことなく、経済活動に中立的と言われております。

申すまでもなく私たち間税会はその消費税の関係団体であり、その主たる活動は会員増強に
よる組織拡大、消費税完納運動の更なる推進、消費税の啓発活動等の拡充など最重点施策に掲
げ活動推進しています。

そして、平成31年10月には消費税率の10パーセントへの引き上げ、及び軽減税率制度の
導入が決定されています。

このように消費税が我が国の最も重要な基幹税となっていく中で、消費税の会としての間税
会の役割は益々高まってくるものと思います。そして間税会の現状等に適切に対応していくた
めには、何よりも各間税会の組織拡充が不可欠であります。私たちは、全国間税会総連合会と
福岡国税局管内31単位会の繋ぎ手としてお役に立ちたいと願っております。

どうか皆様には、こうした間税会の活動に対し、倍旧のご理解ご支援を賜りますようよろし
くお願い申し上げます。

結びに、各間税会の益々のご発展、会員の皆様のご多幸とご繁栄を心から
祈念し、また国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、年頭
のご挨拶とさせていただきます。





福岡国税局長
並木 稔

年頭のご挨拶

平成 29 年の年頭に当たり福岡国税局間税会連合会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、平素から消費税をはじめ、税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

間税会におかれましては、間接税に関する唯一の民間団体として、消費税に関する正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための様々な活動に積極的に取り組んでおられます。

ここに、中野会長をはじめ役員の皆様方並びに会員皆様方の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表します。

さて、「消費税率の 10% への引上げ及び軽減税率制度等」につきましては、昨年 11 月、その実施時期を平成 31 年 10 月 1 日とする法案が成立しました。

これまでも、間税会の皆様には、大きな制度改正の際には積極的な制度の広報・周知活動を展開いただき、そうした皆様方の御協力により、円滑に実施することができたと考えております。

今回の消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入につきましても、税務当局として適切に取り組んでいく所存でありますので、間税会の皆様におかれましては、今後も御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、間税会では、財政面における消費税の重要性の高まりに伴い「消費税の会」としての役割が益々高まっていくとの御認識のもと「消費税完納運動の推進」や「消費税の啓発活動の充実」といった活動をより一層積極的に推進されておられますことに重ねて厚く御礼を申し上げます。

これらの取組は、国税当局としましても大変重要であると認識しておりまして、消費税に関する国民の皆様のご関心が一層高まる中、税務行政の良き理解者としての間税会の存在を大変心強く感じております。これからも、こうした取組に対しまして緊密に協力・連携しながら、適正な課税の確保や消費税の滞納の未然防止に努め、制度の信頼を確保するとともに、税務行政に寄せられている国民の皆様のご信頼にこたえていく所存でありますので、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、まもなく平成 28 年分の所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。会員の皆様方におかれましては、ICT を活用した申告及び期限内納付について、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、福岡国税局間税会連合会及び各間税会の更なる御発展と会員の皆様方の御繁栄と御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



ブロック間税会連絡協議会開催

主 催：各ブロック



北九州ブロック

平成 28 年度のブロック間税会連絡協議会は例年通り各ブロック毎に開催されました。

議題は全間連の最重点施策、[1] 会員増強による組織拡大等 [2] 消費税完納運動の更なる推進 [3] 消費税の啓発活動等の拡充のほか、財政基盤の強化や会の活性化など多岐にわたり、活発な意見交換を行い 31 単位会総力をあげて会員拡大と会活動の活性化等に取り組むことを確認した。

ブロック名	開催日	会 場	単位 会数	担当間税会
北九州	10/12 (水)	ステーションホテル小倉	5	小 倉
筑 豊	10/17 (月)	直方税務署	3	直 方
筑 後	10/24 (月)	八女税務署	5	八 女
佐 賀	10/28 (金)	グランデはがくれ	5	佐 賀
長 崎	11/2 (水)	サンプリエール平安閣	6	長 崎
福 岡	11/17 (木)	八仙閣	7	博 多



佐賀ブロック

長崎ブロック

福局間連が消費税免税店制度研修会を開催

主 催：福岡国税局間税会連合会

日 時：平成 28 年 11 月 15 日 (火)

場 所：セントラルホテルフクオカ

出席者数：100 名



福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は 11 月 15 日、福岡市中央区のセントラルホテルフクオカで「Tax-Free・消費税免税店制度研修会」を開催した。

この研修会は「税を考える週間」行事の一環として企画されたもので、ポスター、チラシ等で、間税会会員、非会員を問わず広く参加を呼びかけた結果約 100 人が出席した。

当日は中野会長のあいさつの後、第 1 部では、九州運輸局の田中昭夫観光企画係長が「訪日外国人旅行者の動向」の演題で、第 2 部では、福岡国税局消費税課の坂田理加総務係長が「消費税免税店制度の概要」の演題で、第 3 部では全国免税店協会の阿部英行会長が「過去の免税販売手続の誤りやすい事例等」の演題で、第 4 部では福岡国税局の川浪悟酒類業調査官が「福岡、佐賀、長崎の清酒・焼酎について」の演題でそれぞれ研修講演を行った。

元気のある福岡を支える 1 つの要素である外国人旅行者の増加とそれに伴う免税店制度等について、分かり易い説明があり、熱心な質疑応答とも合いまって大変有意義な研修会となった。

平成 28 年度「税を考える週間」行事実施状況

毎年 11 月 11 日から 17 日までの期間が「税を考える週間」です。国民一人ひとりに税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解や納税道義の高揚を図ることを目的としています。平成 28 年度の「税を考える週間」のテーマは「くらしを支える税」です。

この趣旨を踏まえ、平成 28 年度も講演会、研修会、街頭広報など間税会が単独で、又は中心となって多彩な行事が実施されましたので、その一部を紹介します。

実施事項	主催者等	月 日	場 所	対 象	内 容
消費税講習会	○ 福局間連 福岡間税会	11.15	セントラルホテル	会 員 一 般	「消費税免税店制度の活用」
資料配付	◎ 福岡間税会	11.30		会 員	「消費税実務問題集」配付
研修会	◎ 西福岡間税会	11.16	三四郎	会 員	「税務職員奮闘記 (東京編)」 「気づく力 ～感謝の気持ち～」
街頭広報	◎ 博多間税会	11.14	JR 博多駅前広場	会 員 一 般	税務広報チラシ、 消費税クリアファイル、 シャボン玉をセットし配布
バスハイク	◎ 八幡間税会	11.12	周防大島	会 員	税金クイズ等
バスハイク	◎ 若松間税会	10.23	湯布院	会 員	税金クイズ等
租税教室	○ 若松間税会	11.15	ひびき信用金庫	会 員	署長講話
「税の標語」 表彰	◎ 田川間税会	11.24	田川税務署	入賞者	入賞者に賞状の授与、 副賞の進呈、参加賞進呈
「税の標語」 授賞式	◎ 飯塚間税会	11.25	穂波西中学校	生 徒	飯塚税務署長賞賞状授与式
講演会	◎ 久留米間税会	11.16	久留米シティプラザ	会 員 一 般	間税会の説明・横断幕
熊本地震災害 チャリティー 落語会	◎ 久留米間税会	11.16	久留米シティプラザ	会 員 一 般	立川生志独演会 間税会のしおり・税資料 クリアファイル配布・ 募金箱
研修会	◎ 甘木朝倉間税会	11.10	ニュー松屋	一 般	「地方創生を経済学で考える」
研修会	◎ 大川間税会	11.7	大川税務署	会 員	講師 大川税務署長
研修会	◎ 八女間税会	11.22	広川町	会 員	講師 八女税務署長
書 写 コ ン ク ー ル	◎ 大牟田間税会	11.11～17	大牟田市、みやま市 柳川市	一 般	書道作品の展示
まるごと みやま収穫祭	△ 大牟田間税会	11.19	みやま市	一 般	税金クイズ等
秋の夕べ	△ 小倉間税会	11.15	ステーションホテル 小倉	会 員	税金クイズ等
女性スクール	○ 小倉間税会	11.16	小倉税務署	会 員	「身近な税の仕組みと税務 署の仕事」 「ユリウス・カサエル古代 ローマ人の名言から学ぶ」 「意外と知らない税の話」
研修旅行	◎ 小倉間税会	11.20～21	山口県	会 員	税金クイズ等
街頭広報	○ 門司間税会	11.11	門司港・大里	一 般	街頭パレード、グッズ配布
税金展 コンサート	◎ 行橋間税会	11.17	京都ホテル	会 員 一 般	「ワインとジャズを楽しみ ながら税を考える」
お酒・税金講座	△ 佐賀間税会	11.16	西九州大学	学 生	クリアファイル配布

(注) ◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

実施事項	主催者等	月日	場所	対象	内容
講演会	△ 佐賀間税会	12.5	佐賀大学	学 生	署長講演 クイアファイル配布
タックスフェア	○ 鳥栖間税会	11.12	フレスポ鳥栖	一 般	税金相談、税金クイズ 各種パネル展示、説明会 クリアファイル配布 税の作文表彰と展示
講演会	○ 唐津間税会	11.15	唐津 シーサイドホテル	会 員 一 般	講師 長谷川幸洋氏
税の標語表彰式	◎ 唐津間税会	11.25～26	2校	生 徒	各学校
利き酒会	◎ 武雄間税会	11.4	武雄温泉ハイツ	会 員	利き酒・親睦会
税の標語 賞状伝達	◎ 武雄間税会	11.14～16	管内6中学校	生 徒	各校にて伝達
公開講演会	○ 武雄間税会	11.29	武雄センチュリー ホテル	会 員	講師 高 田 明氏
街頭広報	◎ 長崎間税会	11.11	浜町アーケード	一 般	間税会資料・e-Tax 資料 クリアファイル等配布
講演会	△ 長崎間税会	11.17	ホテルニュー長崎	会 員 一 般	「これからの時代に求めら れる日本語力」
研修会	○ 諫早間税会	11.17	ホテルグランド パレス諫早	会 員	
地酒の集い	◎ 佐世保間税会	12.1	佐世保玉屋	一 般	税金クイズ・日本酒利き酒
講演会	○ 島原間税会	11.11	ホテルシーサイド 島原	会 員 一 般	
街頭広報	◎ 平戸間税会	10.29	松浦市	一 般	税務関係のチラシとクリア ファイルを配布
税金クイズ	○ 壱岐間税会	11.12～13	壱岐市 芦辺町国分	一 般	JA フェスタ会場に「税の ひろば」を開設し、税金ク イズを実施

(注) ◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

平成 28 年 納税功労表彰受彰おめでとうございます

間税会活動の功労により、次の方が受彰されました。

またこのほか各税務署においても税務署長表彰が行なわれ、多数の方が受彰されました。

受彰されました皆様に福岡国税局間税会連合会会員一同、心よりお祝い申し上げます。



《国税庁長官表彰》

倉田 正平 様 福岡国税局間税会連合会 前常任理事
久留米間税会 前会長

《国税局長表彰》

小田 晋介 様	小倉間税会	副会長
能丸 政孝 様	八幡間税会	副会長
奥村 芳幸 様	福岡間税会	副会長
今野 眞 様	西福岡間税会	副会長
水城 好則 様	筑紫間税会	理 事
四元 清安 様	佐世保間税会	理 事
宅島 壽雄 様	島原間税会	副会長
野口 喬史 様	五島間税会	会 長
	福岡国税局間税会連合会	理 事

(注) 受彰者の役職名は間税会関係のみを掲載しています。

平成 28 年度分の確定申告期における 税務署の閉庁日対応について

1 閉庁日対応を行う日

平成 29 年 2 月 19 日（日）及び 2 月 26 日（日）とします。

なお、両日ともに、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとなります。

2 閉庁日対応を行う税務署

署 名	申 告 会 場
門司・若松 小倉・八幡	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル 3 階 （北九州市小倉北区浅野 3-8-1）
博多・福岡	西鉄ホール（ソラリアステージビル 6 階） （福岡市中央区天神 2-11-3）
香 椎	香椎税務署 （福岡市東区千早 6-2-1）
西 福 岡	福岡タワーホール （福岡市早良区百道浜 2-3-26）
佐 賀	佐賀税務署 （佐賀市駅前中央 3-3-20）
長 崎	NBC 別館 （長崎市上町 1-35）

※門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は税務署庁舎外の会場となっております。（税務署庁舎での申告相談は行っておりません。）

3 対応業務

対応業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談となっております。

安心して暮らせる社会を目指して

消費税を考えよう

— 間税会は消費税のあり方を考える会です —

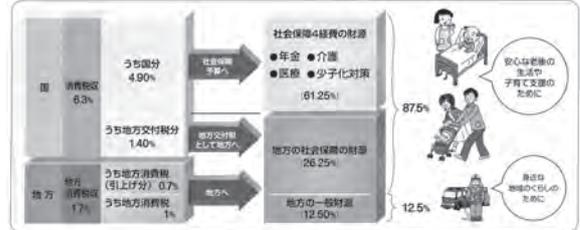
■ もっと知ろう！もっと考えよう！「消費税の役割」

皆さんから頂いている消費税は一体何に使われているかご存知ですか？

実は8%の消費税のうち約9割(87.5%)は、年金・医療・介護・子育てなどの皆さんの生活に役立てるための社会保障に使われています。残りの部分(地方消費税1%分)は、身近な地域のくらしのために活用されています。(図1)

消費税がこういった社会保障の財源として最適と言われる理由は、景気の動向に左右されやすい所得税、法人税に比べて、景気に左右されにくく安定的である上、働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的と言われているからです。(図2)

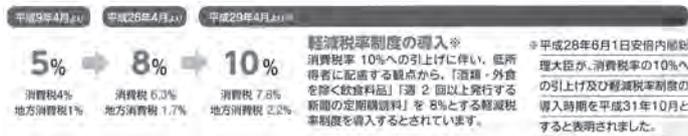
(図1)



■ 消費税率引上げの理由は何だろう？

消費税率引上げの理由、それは社会保障の充実・安定化と財政健全化のためです。一度に5%引き上げますと経済活動に影響を与えてしまいかねないので段階的に引き上げます。

(図2)



■ 消費税はこんな仕組み

消費税は、消費に比例的で広く公平に負担を求める税金です。原則としてすべての商品・サービスの販売等を課税対象とし、事業者を納税義務者として、売上げに課税を行い、税の累積を避けるために、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を差し引き、その差引税額を納付します。事業者に課せられる税相当額はコストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担する仕組みの間接税です。(図3)

(図3)



※(図1)、(図2)、(図3)出典元…全国間税会総連合会 資料

■ 間税会とは…

消費税を中心とした間接税の納税者と間税会活動に賛同していただける方々で組織する会です。全国の税務署の管轄区域ごとに単位間税会があり、各県(又は地域ブロック)ごとに県連合会(地区連絡会)があり、さらに、各国税局の管轄地域ごとに12の局連合会が組織され集まり、「全国間税会総連合会」(略称「全間連」)を構成しています。このように間税会は、全国組織の団体で、全国連携の下に活動しています。活動の目的としては、大きく分けて次の4つが挙げられます。

- ① 税務知識の習得と普及
- ② あるべき税制の調査・研究と改善意見の具申
- ③ 円滑な税務運営への協力
- ④ 会員企業の発展

平成31年
10月1日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月
国税庁
平成28年11月改訂

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)」の保存ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

《消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点》

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方 ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご確認ください。
免税事業者の方 軽減税率対象品目の売上げあり	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご確認ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

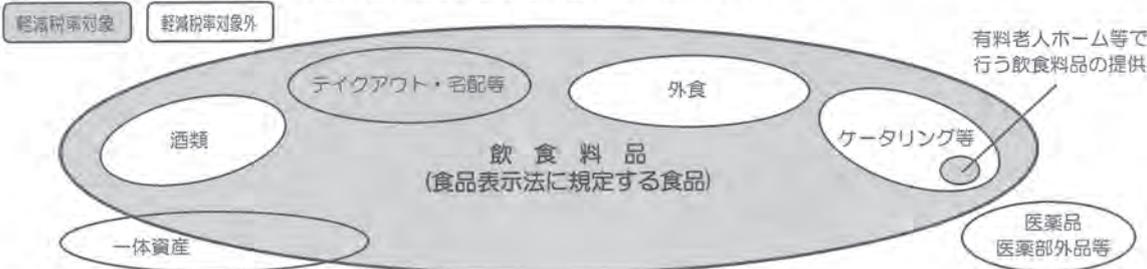
新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

税情報

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レシの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

（注）1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円（税込）

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
⋮	⋮	⋮	⋮
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目であることを示します。

（10%対象 44,000円）
（8%対象 43,200円）

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

税情報

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる 卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な 中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$ </div>	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$ </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入税額の計算特例 仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$ </div>	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、

「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）
（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）